

議 事 録

会議の名称	平成30年第8回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年7月25日(水) 午後2時から 午後3時40分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第48号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第49号議案 農業第経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第50号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について (5) 報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (6) 報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (7) 報告第25号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報について (8) 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について (9) 報告第27号 認定電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年第8回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第8回本庄市農業委員会総会議案 3 第8回総会事務局連絡事項 4 パンフレット「GAP」でより良い農業経営を!
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成30年第8回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。今年は例年よりも暑い日が続いておりますが、熱中症にならないよう、十分に水分を補給していただきますようお願いいたします。</p> <p>本日もたくさんの案件がありますが、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、坂爪委員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は15番吉田委員及び16番福田委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案6件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第48号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第48号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第48号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p>

	<p>す。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、5件となります。内訳は、贈与による所有権移転2件、売買による所有権移転2件及び賃貸借による賃借権設定1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木伸夫委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、茂木伸夫委員の報告を願います。</p>
茂木伸夫委員	<p>4番茂木が報告します。7月21日に現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。受人と渡人は親子です。農業従事者は世帯員4名で農業をおこなっております。農機具もトラクター2台、耕運機1台、田植機1台を所有しており、所有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたら願います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木広子委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは整理番号2について、鈴木広子委員から報告をお願いします。</p>
鈴木弘子委員	<p>10番鈴木が報告します。7月23日に現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。農業従事者は母と2人で農業をおこなっております。農機具もトラクター1台、耕運機3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、所有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の田7筆及び畑1筆と児玉町元田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂本委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号3について、坂本委員から報告をお願いします。</p>

坂本委員	<p>17番坂本が報告いたします。7月21日に木村推進委員と現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。農業従事者は世帯員3名で農業をおこなっております。農機具もトラクター1台、耕運機1台、田植機1台を所有しており、また、酪農を営んでおり、乳牛成牛45頭、育成牛22頭、和牛12頭を所有しており、取得した農地は、牧草用に利用したいということです。所有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。賃貸借による賃借権設定です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福田委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは整理番号4について、福田委員から報告をお願いします。</p>
福田委員	<p>16番福田が報告いたします。7月22日と本日の午前に現地確認を行いました。申請地は手入りをされており、周辺農地への影響もありませんが、受人が他の市町村の耕作地があるということなので、事務局で把握してましたら説明をお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>他の市町村に耕作地がある場合、確認野帳というものを該当する市町村の農業委員会に依頼し、取り寄せています。今回取り寄せて確認したところ問題はありませんでした。</p> <p>また、今回の受人は一般法人ですので、解除条件付の契約書をはじめ、添付書類を揃えて申請いただいています。</p>
武政委員	<p>作付けの作物は何になりますか。</p>
事務局	<p>ペパーミント、スペアミントなど、ハーブを作付け予定だそうです。</p>

議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、8ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件のうち、農地としての利用が不可能な状況の農地が一部ございますので、全部効率利用要件を満たしていないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、池田委員の報告をお願いいたします。</p>
池田委員	<p>19番池田より報告させていただきます。8ページ、3-5の地図をご覧ください。7月22日に推進委員と現地調査及び受人の聞き取り調査を行いました。平地の農地は問題ないのですが、土地改良の残留地を購入したが、それが山際にあり形状も三日月のように細長く、隣地との境界も不明で、耕作ができないような状態となってしまったということです。</p> <p>そのような農地がありますが、この地区においては、このような状況が多く見受けられます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
池田委員	<p>受人に対して、今後どのようにすれば取得できるのか、事務局の指導を願います。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>こちらでも現地確認を行い、状況を確認しました。本庄農林事務所にも相談しております。農地法4条で山林に変更してから、改めて3条申請するという進め方になるということです。</p>
議長	<p>他に意見はございませんか。他に意見はないようですので、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(賛成1名)</p>

	<p>賛成少数ですので、許可しないことに決定しました。</p> <p>次に、第49号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第49号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第49号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、10ページ及び11ページをご覧ください。今回の申請件数は、5件です。田7筆及び畑14筆の面積合計19,192㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第49号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第49号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第49号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第50号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>

事務局長	<p>第50号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。</p> <p>第50号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私が報告をいたします。</p> <p>申請地について14ページ、5-1の地図をご覧ください。7月20日に倉林推進委員と現地確認しました。申請事由は太陽光発電施設用地です。用途地域は指定なしの区域ですが、周辺に住宅も建ち並んでおり、北側も寺と竹林ですので、転用には特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の</p>

	<p>住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、堀田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条11号の指定区域となっています。地区担当は、前原委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、前原委員の報告をお願いします。
前原委員	<p>3番前原が報告いたします。申請地について15ページ、5-2の地図をご覧ください。7月20日に久米推進委員と現地確認しました。申請事由は太陽光発電施設用地です。権利区分は使用貸借権、用途地域は都市計画法34条11号の区域です。</p> <p>申請地の周辺は農地と宅地が混在しておりますが、どちらかと言えば、宅地が多い状況です。転用には特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号3を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場・物置用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替</p>

	<p>えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、私が報告をいたします。</p> <p>申請地について16ページ、5-3の地図をご覧ください。7月22日に倉林推進委員と現地調査及び受人から聞き取り調査を行いました。申請事由は駐車場・物置用地です。用途地域は指定なしの区域です。申請地は周辺に農地がありますが、水路と道路の間に挟まれた三角地であります。周辺農地に支障もないため、転用について問題がないかと思えます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第22号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第22号を説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。</p> <p>報告第22号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、18ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第23号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第23号を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>報告第23号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>届出内容については、20ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第24号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第24号を説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。</p> <p>報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、22ページ及び23ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第25号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第25号を説明いたしますので、24ページをご覧ください。</p> <p>報告第25号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が25ページ及び26ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第26号を事務局よりお願いします。</p>

事務局長	<p>報告第26号を説明いたしますので、27ページをご覧ください。</p> <p>報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受領件数は、5件です。その通知内容は、28ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第27号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第27号を説明いたしますので、29ページをご覧ください。</p> <p>報告第27号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第29条第16号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、30ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで一度休憩にします。</p>
<p>(14:35)</p> <p>休 憩</p> <p>(14:45)</p>	
議長	<p>報告事項の前に質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>何もないようですので、議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

平成30年第8回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年7月25日(水)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時40分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅史	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席	○	秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席	○		福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	欠席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			斉藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇